

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止ポリシー

株式会社とりぎん未来共創キャピタル（以下「当会社」といいます。）は、株式会社鳥取銀行グループの一員として、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）防止に関する方針を以下の通り定め、内部管理態勢の整備に取り組みます。

1. 基本方針

当会社は、マネー・ローンダリング等防止を経営上の重要な課題と位置づけ、社内の役割を明確に定め、適切な措置を適時に実施できる態勢を構築します。

2. 組織体制

当会社取締役会は、マネー・ローンダリング等防止のため社内態勢の構築に責任を持って対応します。

当会社は、マネー・ローンダリング対策統括責任者を取締役社長とし、当会社管理部をマネー・ローンダリング等防止の主管部署とします。

3. リスクベース・アプローチ

当会社は、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 取引時確認

当会社は、取引時確認を適切に行い、その情報を常に最新の状態に保つため、継続的な顧客管理を実施するよう、行内態勢を整備します。

5. 疑わしい取引の届出

当会社は、疑わしい取引を適切に処理し、速やかに当局に届け出る態勢を整備します。

6. 経済制裁及び資産凍結

当会社は、テロリスト等制裁対象者との取引を排除するとともに、資産凍結等の措置に係る確認を適切に行うよう、社内態勢を整備します。

7. 役職員の研修

当会社は、継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダリング等に対する知識・理

解を深め、役割に応じた専門性・適合性を有する職員の確保・育成に努めます。

8. 贈収賄および汚職防止

当会社は、贈収賄を含むあらゆる形態の汚職行為に関与しません。

ここでいう贈収賄とは、自らが行うものだけではなく、威圧・強要等をもって第三者に行わせるものも含みます。

9. コルレス契約締結先の管理

当会社は、コルレス先の情報を収集し、評価を適切に行い、コルレス先のリスクに応じた対応策を講じます。

また、営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）との関係は遮断します。

10. 遵守状況の監査

当会社は、マネー・ローンダリング等防止態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえ、継続的に社内態勢の改善に努めます。

11. グループ管理

本ポリシーは、株式会社鳥取銀行グループ全体に適用するものとし、当会社は、グループの一員として、整合的なマネー・ローンダリング等防止態勢を整備します。

（2025年12月）